

那覇市の未来の担い手育成に向けたキャリア教育支援事業に係る 業務委託仕様書

1. 業務委託名

「令和4年度 那覇市の未来の担い手育成に向けたキャリア教育支援事業」に係る
業務委託

2. 目的

新しい時代に入り、急速に進む産業構造の変化や、社会意識の変革が求められるなか、これからの社会に対応した人材育成が求められている。教育についても同様であり、新しい時代にふさわしい教育改革も本格化している。

その一方で、事業承継の課題など、後継者不足が問題となっている。「那覇市市内中小企業経営実態調査」によると、2015年以降、事業承継を実施した事業者は21%にとどまっており、実施しなかった事業者のうち、事業承継を検討していると回答した事業者も4分の1以下となっている。中小企業のこういった実態を鑑みるに、事業承継に対する行政の取組みは必要不可欠なものである。

そこで、那覇市では本事業を通して、本市の産業発展を担う子どもたちの正しい産業理解の促進や、早期からの職業観・勤労観を育成し、働くことへの憧れや意欲を高める活動により、社会への円滑な移行を実現すると共に、那覇市の未来を担うイノベーション人材や人材確保に課題を抱える産業分野への人材の育成と輩出を図ることを目的とする。

3. 委託業務期間

契約締結の日から2023年（令和5年）3月31日（金）まで

4. 事業費上限額

7,898,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5. 業務内容

本業務は以下の(1)～(4)とする。事業効果を高めるための独自提案や本業務と関連付けることで相乗効果が見込まれるものがあれば提案すること。

(1) 職業教育プログラムの実施

勤労観、職業観の育成と、早期からの産業理解を目的とした職業教育プログラムの企画立案・実施運営に取り組むこと。なお、主として取り組む内容としては

下記①、②とし、事業効果を高めるための独自提案や本業務と関連付けることで相乗効果が見込まれるものがあれば提案すること。

①産業教育プログラム

お金や金融の様々な働きを学ぶことをとおし、経済、社会の仕組みと自らの暮らしとの関わり合いについての理解を深める場を創出する。

- ・ビジネス体感ゲームや正しいお金の知識講座等を実施すること。

②起業家育成プログラム

起業家的資質である課題解決力、情報収集・分析力、判断力、企画・提案力、コミュニケーション能力の必要性に気づく機会を創出することにより、これからの本市の産業振興や地元企業をけん引する人材の育成と確保を目的とする。

- ・事前・事後学習を実施し、職業人講話、ワークショップ等を取り入れ実施すること。
- ・人材不足が顕著である産業、後継者育成や事業承継等、本市が抱える課題と連携した取組みとすること。

(2) 実施方法について

ア 活動目標：市内小中学校2校以上

実施校に対しては、学校の年間指導計画や諸活動と関連させるなど、学校での学びと実社会をつなぎ、児童生徒の興味関心を高めること。

なお、実施においては、職業人講話、企業見学及び事前・事後学習を必須の項目とし、事前アンケート結果をふまえ、本市と調整の上で学びを深める工夫を行うこと。

イ 実施校と連携・相談の上、適した内容で実施すること。

ウ 本事業の手法

本事業は、カリキュラムに組み込み、授業時間内の実施を原則とするが、学校現場等との調整により課外活動として長期休み期間内での実施とすることも想定されるためいずれにも柔軟に対応できるようにすること。

エ 実施形態は、状況に応じて対面・オンラインいずれの方法にも対応できるようにすること。

(3) 周知広報

受託事業者は事業の実施過程において、本市と本市教育委員会及び産業界と連携して広く周知広報等を行うこと。また、本事業の実施内容及びスケジュール等についても保護者や学校への周知を行い、理解を得ながら事業を進めること。

(4) アンケート調査の実施及び分析業務

- ① (1)の業務について、実施前後に児童生徒へのアンケート調査を実施し、集計及び分析を行うことで、事業の効果を測定すること。

- ② 教員、職業人講師、職場見学・体験受け入れ先等へのアンケート調査を実施すること。アンケートの項目は次年度の効果的な事業実施に資する内容とする。

(5) 事務管理及び事務体制について

① 事業実施計画の策定

業務責任体制、業務内容及び事業スケジュール等を示した事業実施計画書を市に提出し、承諾を得た上で委託業務を実施すること。

② 業務・事務体制

業務責任体制の明確化等本件業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者及びコーディネーターを定めるとともに、業務責任体制を明らかにすること。契約期間中は、専任の担当者(委託者との連絡調整担当者)を配置すること。なお、業務責任者、コーディネーター及び担当者は兼務可能とするが、業務にあたる者に欠員が生じた場合は、速やかに同等の経歴を有する代替者を充てられる体制とすること。

③ コーディネーターの配置

産業界と学校現場、本市をつなぐため、コーディネートを担う担当者(コーディネーターという。)を配置し、地域企業や業界団体等と連携して事業を実施すること。コーディネーターについては、下記のア、イを役割として担うものとする。

ア. 事業推進にあたっては学校現場での円滑な実施体制構築のため、教員と連携・調整のうえ、実施校の特色に応じた教育支援を行うこと

イ. 実施校の募集にあたっては、本市教育委員会とも連携のうえ行うこと

④ 会議の開催

業務進捗状況の報告、協議を目的とした会議を少なくとも1か月に一度は開催することとし、それ以外にも、市からの求めに応じて進捗状況について報告するものとする。会議の議事録は受託事業者が作成し、市へ共有すること。

⑤ 許認可手続き等

本件業務の実施に必要な法令や条例等の規定に基づく申請や許認可手続き等が生じた場合は、原則として受託事業者が代行すること。

⑥ 文書や資料等の整備と保存

本件業務で使用した文書や資料等を整理し保存すること。

⑦ 資料及び報告書等の提出

メディアに露出した記事・映像は保管し、データにより随時提出すること。また、当該業務に直接従事する者の直接作業時間数を確認するものとして作業日誌等を作成し、提出すること。

⑧ その他

本市からの必要な指示に応じること。

6. 実施スケジュール

スケジュールは想定案であり、事業成果・完了時期に支障がない範囲で各業務実施時期は自由に提案できるものとする。

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R2年 1月	2月	3月
教育委員会・小中学校との調整			●	→							
キャリア教育支援実施			●	→	→	→	→	→	→		
事業報告書等提出										●	→

7. 成果物

本件業務が完了したときは、次の成果物を速やかに本市へ提出すること

- (1) 実績報告書・全体版
 - ①A4・カラーの印刷物 10部と、そのPDFデータ(CD、DVD-ROM等。USB不可。)
 - ②アンケート結果及び実施事業の分析と改善に向けた提言を含むこと。
- (2) 経費明細書(計算書) 1部
- (3) 本業務で作成した印刷物や運営要項、ソフトウェア、コンテンツ等
- (4) その他本市が必要と認める書類

8. 留意事項

- (1) 本仕様書に記載されている業務内容は、企画提案のために設定したものであり、本契約時の仕様書とは異なる場合がある。また、企画提案が選定された場合においても、提案のあった内容を全て実施することを保証するものではない。
- (2) 本業務は沖縄振興特別推進市町村交付金(以下、「一括交付金」という。)を活用するものであり、交付金の適正な執行を確認するために本仕様書に定める成果物以外にも、必要に応じて資料の作成や根拠を求める場合がある。その際は契約終了後であっても求めに対して資料の提出及び説明等に応じること。
- (3) 本業務の実施に係る一切の経費(調査費、消耗品費、通信運搬費等)は契約金額に含む。また、経費支出における見積書、契約書、納品書、請求書等の支出関連帳票は、発注者からの照会対応として契約期間終了後5年間は整理保存すること。なお、経費支出については、一括交付金の制度対象とならない場合があることから、疑義のある場合は、事前に本市に照会すること。

受託者が他に行っている事業と明確に区分した経理処理を行うこと。

- (4) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記のうえ、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得なければならない。
- (5) 本件業務の実施にあたり、疑義等が生じた場合は、両者協議のうえ決定するものとする。
- (6) 業務成果の帰属等
 - ①取得財産及び著作権の帰属
本件業務で取得した全ての財産は原則、本市へ帰属するものとする。また、本件業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権は、本市へ帰属する。
 - ②権利等の処理
第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとし、本市は責任を負わない。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託事業者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。
 - ③後年度負担
後年度以降に経費が発生する場合、本市は負担しない。
- (7) 本仕様書に定めのない事項は、契約書、那覇市契約規則に従うものとし、その他疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (8) 本業務の実施にあたり、収集した個人情報等については、適正な管理のもとで取り扱い、本業務の目的以外には使用しないこと。那覇市個人情報保護条例（平成3年那覇市条例第21号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (9) 本業務の実施にあたり不慮の事故等が発生した場合、責任は受託事業者に寄与するものとし、本市の責に帰すべき事由により生じたものを除き、市は責任を負わない。また、本事業に対し学校の管轄外において実施する場合は保険等の加入を行うこと。
- (10) 業務全般において、業種業界別の新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン等を遵守し、新型コロナウイルス感染拡大防止策を行った上で事業を実施すること。